風水害対策

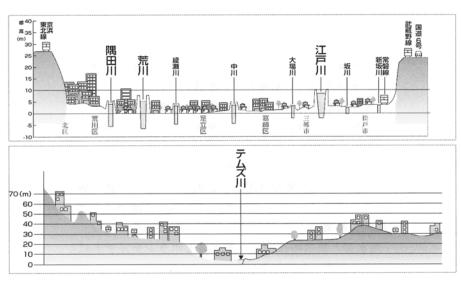
□大規模水害対策に関する国の動き

総務省消防庁国民保護·防災部防災課

我が国は、その気象条件上、梅雨前線や台風による大雨、局地的な豪雨などが起こりやすい状況にあります。また、我が国の地形は急峻で河川が著しく急勾配であり、洪水時の河川水位よりも低い場所を中心とした土地利用が行われているため、ひとたび大雨に見舞われると河川の流量が急激に増加し、洪水などによる災害が起こりやすくなっています。

アメリカでは平成 17 年 8 月、ハリケーン・カトリーナの来襲によりニューオーリンズ市域の約 8 割が浸水しました。約 30 万棟の建物が被災し、約 1,800 名の方が亡くなり、ライフラインをはじめとする社会基盤に甚大な被害をもたらしました。

近年、我が国でも集中豪雨の発生頻度は 増加傾向にあり、集中豪雨による大規模な 災害が数多く発生しています。平成20年8



市街地よりも高いところを流れる日本の河川

(上:東京と江戸川、荒川、隅田川 下:ロンドンとテムズ川) 出典:河川事業概要2007 (国土交通省河川局) 月末には東海、関東、中国および東北地方などで記録的な豪雨となり(平成20年8月末豪雨)、河川の氾濫や溢水により、浸水や道路冠水等の被害が多く発生し、3名の方が亡くなりました。

今後、地球温暖化の進行等の気候変動に 従い、大雨の頻度の増加、台風(熱帯低気圧) の強度の増大、海面水位の上昇などが進む ものと考えられており1、これに伴う風水害 の頻発・激甚化などの懸念が指摘されてい ます。

【大規模水害対策に関する専門調査会】

中央防災会議では平成18年6月、大規模 水害が発生した場合において被害を最小限 に食い止めるための対策を検討するため、

「大規模水害対策に関する専門調査会」を 設置しました。特に被害が広域かつ甚大に なると想定される荒川及び利根川の洪水、 氾濫、高潮による大規模水害を対象として、 以下の事項を中心とした検討が進められて います。

- ○大規模水害発生時の被害像の想定
- ○大規模水害が予想された場合の各機関 の緊急的な体制・行動のあり方
- ○被害想定に基づいた応急・救援体制の あり方
- ○緊急的な復旧・復興対策の確立
- ○大規模水害発生時の対策の的確な実施 のための事前の備え

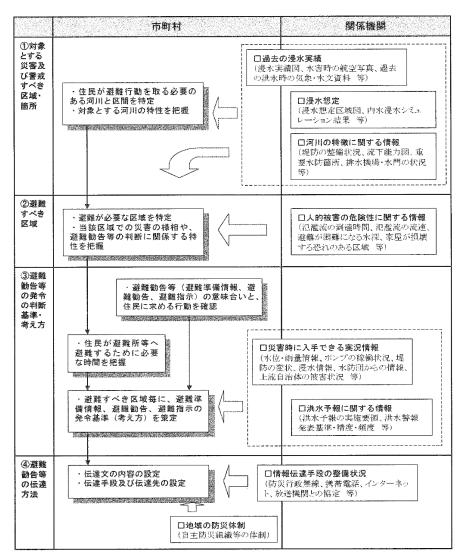
これまでの検討会において、洪水氾濫時 の浸水想定、洪水氾濫による死者数及び孤 立者数等の人的被害の想定、約1000年に1 度の発生確率の洪水(超過洪水)による被害 想定などが公表されています。

【避難勧告等の判断・伝達マニュアル】

平成 16 年の台風 23 号など一連の風水害 では、200名以上の方が亡くなり、避難勧告 等の情報が適切なタイミング・対象地域に 発令できない、住民への迅速確実な伝達が 難しい等の課題が明らかとなりました。通 常あまり経験することのない避難勧告等の 発令がいざ必要となった場合に、状況を判 断し、避難勧告等を的確に発令・伝達するこ とによって住民の迅速かつ円滑な避難を実 現できるよう、避難勧告等の発令基準など を定めたマニュアルを事前に整備しておく ことが不可欠です。こうしたことから平成 17年3月、有識者からなる検討会において、 市町村がマニュアルを作成するにあたって の手引となる指針「避難勧告等の判断・伝達 マニュアル作成ガイドライン」が取りまと められました。

【災害時要援護者対策】

平成16年の一連の風水害における高齢者等の被害状況などを踏まえて、高齢者等の災害時要援護者の避難支援などについて有識者による検討が進められ、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が策定されました(平成18年3月改訂)。市町村においては、平成19年3月に作成された報告書「災害時要援護者対策の

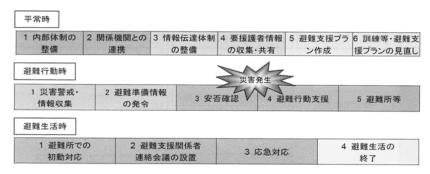


避難勧告等の判断・伝達マニュアルの検討手順(水害) 出典:避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン (平成17年3月28日 内閣府防災担当公表資料)

進め方について」の趣旨及び内容を理解の 上、災害時要援護者情報の共有や避難支援 プランの作成等を通して災害時要援護者の 避難支援体制を整備することが求められて おり、こうした取り組みを関係省庁が連携 して引き続き支援していくこととしていま す。

【防災基本計画(風水害編)の修正】

近年の風水害の状況や災害対策の進展を 踏まえて、平成17年7月に防災基本計画の 風水害編が修正され、一般住民に避難準備 を呼びかけるとともに災害時要援護者に対 して早めの避難開始を求める避難準備情報



災害時要援護者支援活動の時系列

出典:災害時要援護者対策の進め方について (報告書) (内閣府)

の活用など、情報伝達及び災害時要援護者 の避難支援に関する対策が盛り込まれまし た。また、中小河川における洪水予報の提供 や、浸水想定区域における洪水予報等の伝 達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ 迅速な避難を確保するために必要な事項を ハザードマップに記載することなどについ ても明記されました。

伝わることが大変重要です。国土交通省では平成19年度より、洪水の危険のレベルの表現を改善し、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連がわかりやすくなるよう、洪水等に関する防災情報体系を改善しています。また気象庁では平成20年5月より、避難勧告等により有効に活用できるよう、大雨及び洪水警報・注意報、高潮警報の基準を変更しています。

【中央防災会議会長(内閣総理大臣)による 通知】

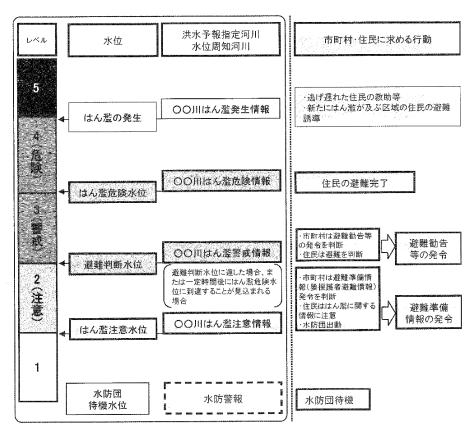
毎年、風水害の発生頻度が高くなる梅雨 期や台風期を迎えるにあたり、中央防災会 議会長(内閣総理大臣)から指定行政機関や 都道府県等に対して、人命の保護を第一・義 として防災態勢を一層強化するよう通知を 行っています。

【河川に関する防災情報の向上】

河川の増水や氾濫による洪水の恐れがある際には、危険性の情報が迅速かつ的確に伝わることが大変重要です。国土交通省では平成19年度より、洪水の危険のレベルの表現を改善し、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連がわかりやすくなるよう、洪水等に関する防災情報体系を改善しています。また気象庁では平成20年5月より、避難勧告等により有効に活用できるよう、大雨及び洪水警報・注意報、高潮警報の基準を変更しています。

【まとめ】

大規模水害による被害を軽減するために は、避難勧告等を的確に発令し、住民に迅速



洪水等に関する防災情報体系の見直しの概要 (国土交通省報道発表資料より抜粋)

かつ確実に伝達することが重要です。また、災害時要援護者の避難支援プランの策 定や、地域ぐるみの支援の仕組みを構築し、 災害時に迅速に避難等を行うことができる ようにすることが求められます。

また、平常時から風水害の危険 1 生について認識し、訓練等により災害時に取るべき行動を身につけ、いざという時に個人個人が的確な対応をとることができるようにすることが、災害被害の軽減につながります。常日頃から地域において、消防団や自主防災組織等とも連携して、地域住民がお互いに顔の見える関係を作っておくことも重

要です。

国においてはこれまで、災害被害を軽減するための様々な対策を実施するとともに、地方公共団体等においても風水害対策が推進されるよう努めてきました。今後も、風水害による被害や犠牲が生じた事例や、被害を未然に防ぐことができた事例等について検証を行い、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点に立った取組みを進めることにより、風水害対策の一層の推進を図っていくこととしています。

1 IPCC 第 4 次評価報告書(2007)